

先進医療の新規届出技術について(変更案)
(届出状況／〇月受理分)

先 ー 1 ー 2
2 6 . 8 . 7

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・ 医療機器情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用に係 る保険者負担」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分に 係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	別紙〇ー〇	別紙〇ー〇	000千円 (0回)	00万0千円	00万0千円	先進医療A(B)	平成00年00月00日

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
※3 原則として15日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

- 【備考】
- 先進医療A
- 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
- (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B
- 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。